

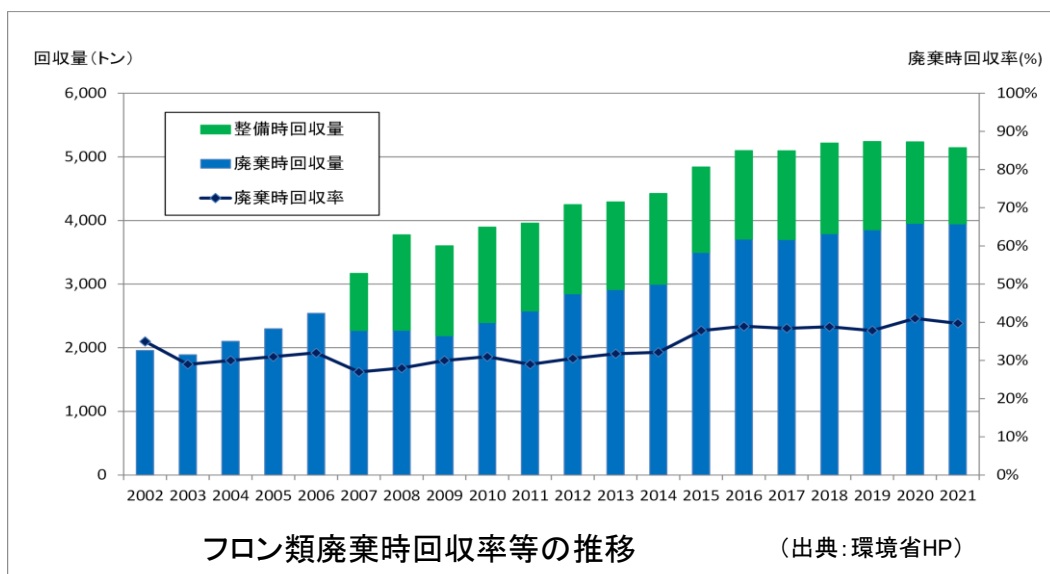
令和3年度 業務用冷凍空調機器からのフロン類の 充填量及び回収量の集計結果

環境省及び経済産業省から、令和3年度における業務用冷凍空調機器からのフロン類の充填量及び回収量等の集計結果が公表されました。

令和3年度 フロン類充填量及び回収量の集計結果

		全国	対前年度比増減率	兵庫県	対前年度比増減率
充填量 (トン)	機器の設置以外時	3,175	-6.0 %	115	-30.0 %
	機器の設置時	1,489	-5.0 %	52	-44.6 %
回収量 (トン)	機器の廃棄時	3,947	-0.2 %	150	-10.0 %
	機器の整備時	1,196	-6.5 %	43	-35.9 %

また、令和3年度の機器の廃棄時におけるフロン類の回収率（全国）は、約40%と推計され、令和2年度と比較して約1%の減少となっています。令和2年4月1日施行の改正フロン排出抑制法では、ユーザー（機器の管理者）がフロン類を回収し充填回収業者へ確実な引渡しを行う取組を進めるよう罰則規定を強化するなど、都道府県による指導監督の実効性を向上させる新たなスキームを設けるとともに、フロン回収が確認できない機器については廃棄物・リサイクル業者等が引き取ることを禁止する仕組みが新たに整備され、その確実な施行等により、回収率の向上を図っています。



令和4年度のフロン類回収量等の実績報告

第一種フロン類充填回収業者である会員さまにおかれましては、令和4年度の業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量等の実績を令和5年5月15日までに、登録を受けた県民局・県民センターへご報告ください。案内は、3月下旬頃に兵庫県水大気課から郵送されますので、ご確認ください。

都道府県における立入検査・指導等の実施状況

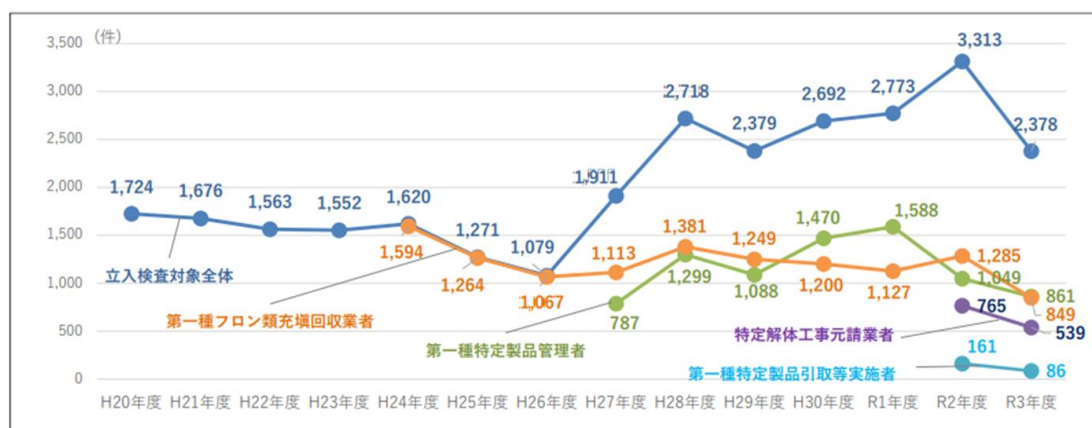
環境省から、令和3年度におけるフロン排出抑制法の施行状況調査結果が公表されました。この中から、都道府県が実施した立入検査の状況について紹介します。

①立入検査件数

立入検査は、当初、主に第一種フロン類充填回収業者を対象に実施されていましたが、平成27年4月1日施行のフロン排出抑制法により、第一種特定製品管理者が対象に追加され、さらに令和2年4月1日施行の改正法により、特定解体工事元請業者及び第一種特定製品引取等実施者が対象に追加されました。

令和3年度の立入検査件数は全国で2,378件で、対象の内訳は、第一種特定製品管理者が861件、第一種フロン類充填回収業者が849件、特定解体工事元請業者が539件、第一種特定製品引取等実施者が86件、その他が43件となっています。

立入検査実施状況の推移をみると、平成26年度以降は増加傾向にありましたが令和3年度は減少に転じています。



全国の立入検査の実施状況の推移 (出典:環境省HP)

②法に基づく指導・助言

令和3年度の法に基づく指導・助言は全国で339件で、対象の内訳は、第一種特定製品管理者が155件、第一種フロン類充填回収業者が125件、特定解体工事元請業者が47件、第一種特定製品引取等実施者が6件、その他が6件となっています。

令和3年度に実施された法に基づく立入検査及び指導・助言件数

	立入検査(件)		指導・助言(件)	
	全国	兵庫県	全国	兵庫県
第一種特定製品管理者	861	46	155	14
第一種フロン類充填回収業者	849	35	125	32
特定解体工事元請業者(事務所)	14	0	1	0
特定解体工事元請業者(解体現場)	525	3	46	0
第一種特定製品引取等実施者	86	0	6	0

兵庫県フロン回収・処理推進協議会の令和4年度の取組

○第一種フロン類（業務用冷凍空調機器）回収・処理技術講習会

フロン排出抑制法等のフロン類回収・処理に係る規制内容の周知徹底を図るとともに、フロン類回収・処理技術の向上、管理の適正化を目的として、会員を対象とした技術講習会を感染防止対策を実施した上で、開催しました。

講習会では、2日間で45名の会員の方にご参加いただきました。「昨年受講したが、本年も勉強のために参加した」という方もいらっしゃいました。どうもありがとうございました。

〔講習内容〕

- フロン排出抑制法について
- フロン類と高圧ガス保安法について
- フロン類の回収・処理技術について
- 漏えい防止と漏えい点検・修理の基礎知識について
- 回収・点検に係る実機講習
(回収機器、漏えい点検機器等の展示・紹介)

本講習会の受講修了者につきましては、兵庫県において、フロン排出抑制法施行規則第40条第2号で定める回収を行える「十分な知見を有する者」に該当する者として受講修了証を発行しています。



	日 時	場 所
姫路会場	令和4年12月21日(水) 午前10時30分から午後4時まで	姫路市労働会館 住所: 姫路市北条1-98
神戸会場	令和4年12月22日(木) 午前10時30分から午後4時まで	三宮国際ビル 住所: 神戸市中央区浜辺通2-1-30

○業務用冷凍空調機器の管理者（ユーザー）向け出前講座

平成29年度から、業務用冷凍空調機器の管理者の皆さまを対象に、フロンのことや機器の簡易点検のことなどを知っていただくため、本協議会から講師を派遣する出前講座を開催しています。

本年度は、9月2日に兵庫県電機商業組合の研修会において、フロン排出抑制法及び第一種特定製品管理者の責務等について、また、3月3日に一般社団法人兵庫県産業資源循環協会の研修会において、フロン排出抑制法及びフロン回収について、説明いたしました。



なお、本出前講座は、フロン排出抑制法の説明、簡易点検の手引きや会場にある機器を使いながらの実務的な説明など、ご要望に応じて開催いたします。会員の皆さま、または会員の取引先など、簡易点検の方法がよく分からないなど、お困りの方や興味のある方がいらっしゃいましたら、ぜひご活用ください。

会員の皆さまへのお知らせ

○行程管理票等資材の提供

フロン類の回収・処理推進のため、資材提供を行っています。行程管理票類は、1 会員あたり年間合計80部まで、フロン回収シール類は上限なしです。多くの会員さまにご利用いただけたら、と思っております。無料でご利用いただけますので、ご遠慮なくお申し込みください。

現在提供している資材一覧		令和4年度 配布実績 (R4. 4. 1～R5. 2. 28)
行程管理票（A～F 票）推奨版	JRECO作成	1, 5 8 0 部
行程管理票（A～F 票）汎用版		1, 7 3 0 部
再生・破壊管理票（X～Z 票）		1 9 3 部
フロン回収済シール	当協議会オリジナル	1, 2 8 5 枚
フロン簡易点検マグネット		2 5 0 枚
フロン簡易・定期点検ステッカー		2 6 0 枚

令和4年度（R4. 4. 1～R5. 2. 28）は、63会員から依頼があり、行程管理票類約3,500部、シール類約1,800枚を配布しています。

○功労者表彰候補者の推薦

本協議会では、フロン類の回収又は処理に関する業務等に永年にわたり従事され、その功績が特に優れた個人を表彰しております。会員に属する従業者・従業員等が表彰対象です。表彰式は表彰規程により原則として通常総会時に行うこととしており、会員への郵便案内及び本協議会ホームページにて、毎年度末に、次年度の功労者表彰の候補者のご推薦をお願いしております。

○第一種フロン類充填回収業の登録の有効期限

第一種フロン類充填回収業者登録の有効期限は5年間です。更新手続きはお済みでしょうか。お手元の登録通知書をご確認いただき、登録満了日までに登録更新の申請をお願いします。なお、更新申請は登録満了日の3ヶ月前から受付しています。申請手続きの詳細については、兵庫県のホームページをご覧ください。

ひょうごの環境 フロン対策

検索

○当協議会ホームページによる情報提供

国・県等行政機関及び関係業界の動向の把握に努め、会員が必要とするフロン類の適正管理等に関する最新の情報や当協議会の取組状況を掲載しています。ご活用ください。

トライアングル 第69号

県民・事業者・行政が一体となって

【発行・問い合わせ先】
兵庫県フロン回収・処理推進協議会
〒650-8567
神戸市中央区下山手通5-10-1（兵庫県水大気課内）
TEL. 078-362-3285 / FAX. 078-362-3966
URL. <http://www.hardoc.org>



兵庫県マスコットはばタン